

V そ の 他

V その他

1 税制上の取り扱い

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。詳細については、専門家にご相談ください。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」(注1、2)からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外の所得については非課税です。

地方税も、収益事業から生じた所得に対して、法人住民税(法人税割)、法人事業税・地方法人特別税が課税されます。また法人住民税(均等割)は、収益事業を行っていない場合は課税が免除されますが、収益事業を行っている場合は所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

ただし、岡山県では、NPO法人が、収益事業を行っているが、所得がない場合、設立から3年以内に終了する事業年度に係る県民税均等割については、申告の際に申請を行うことにより免除を受けることができます。

詳しくは、所轄税務署、備前県民局直税課並びに岡山市課税管理課にお尋ねください。

★法人を設立したら、備前県民局直税課並びに岡山市課税管理課へ設立届を提出してください。

★登記事項に変更があった場合等は、所轄税務署備前県民局直税課並びに岡山市課税管理課へ「法人変更届出書」等の提出が必要です。

★収益事業を開始・廃止するときは、「税務署に収益事業開始届出書」「収益事業廃止届出書」の提出が必要です。

【法人関係の国税・地方税の税率】(平成24年4月1日以後)

○法人税率 年間所得 800万円以下 16.5 %
年間所得 800万円超の部分 28.05%

○法人県民税、市民税

・均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税
(収益事業を行っていない場合は、課税免除・減免)

・均等割の税率 県民税 2万1千円
市民税 5万円

・法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課税

・法人税割の税率 県民税 法人税額の 5.0%
市民税 法人税額の 14.7%

○法人事業税・地方法人特別税(県税)

・事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税

・事業税の税率 年間所得 400万円以下 2.7%
400万円超~800万円以下 4%
800万円超 5.3%

・地方法人特別税 法人事業税の8.1%

※時限的な税率の引き下げ等については、個別にご確認ください。

(注1) 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）
販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産の提供等を行う事業、労働者派遣業

(注2) 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

	NPO 法上の区分			
	特定非営利活動に係る事業		その他の事業	
法人税法上の 取扱い	A 収益事業	B 非収益事業	C 収益事業	D 非収益事業

◎ A～Dのそれぞれの取引を区分できるように管理しておく必要があります。

<委託事業に関する注意>

県や市町村等が特定非営利活動法人に委託して実施する事業（調査、研修会等）は、一般的に、法人税法上の収益事業の1つである「請負業」にあたります。その場合、収益事業とみなされない条件は、委託事業が実費弁償により行われていること、かつ、事前に所轄税務署長の確認をとっておくことで、その判断基準は、①事業の内容、②対価の計算方式、③精算方法等です。

税法上の収益事業を行っていない（＝収益事業開始届を出していない）法人が、新たに委託事業を受ける場合、上記の事前確認を行っていないと、収益事業を行っていると思われ課税されたり、県民税及び市町村民税の免除措置が受けられなくなったりする場合があります。

事前確認の詳しい手続については、所轄税務署にお問い合わせください。

2 岡山市の法人市民税申告手続きについて

- ◎法人を設立したら、「法人設立・設置届出書」(様式P65)を提出してください。
(登記簿履歴事項全部証明書・定款・議事録等の写しを添付)
- ◎登記事項に変更があった場合は、「法人変更届出書」(様式P66)を提出してください。
(登記簿履歴事項全部証明書等の写しで変更内容を確認できる書類を添付)
- ◎税務署に「収益事業の開始・廃止届出書」(様式P69, P71)を提出した場合は、「法人変更届出書」を提出してください。(税務署に提出した「収益事業開始・廃止届出書」の写しを添付)

★NPO法人の申告は法人が収益事業を行っているか否かで手続きが異なります。

注) 収益事業については、前頁を参照。収益事業に該当するかどうかについては税務署で、ご確認ください。

(1) 収益事業を行っている場合 (所得が0または赤字の場合も含みます)

* 事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内に確定申告書(20号様式)で申告納付してください。

(2) 収益事業を行っていない場合

* 減免の申請ができます。

* 毎年、前年の4月1日から3月31日までを計算の期間とする均等割申告書

(22号の3様式)及び、減免申請書を4月30日までに提出してください。

(定款で定めた事業年度にかかわらず、毎年4月末日が期限となります。)

* 均等割申告書・減免申請書の提出が4月30日を過ぎると減免できませんのでご注意ください。

* 減免の添付資料について

・ 定款は設立初年度及び変更があった場合に添付してください。

ご不明な点がありましたら次までご連絡ください。

岡山市課税管理課諸税係 法人市民税担当

電話 086-803-1169

特定非営利活動法人(NPO法人)に対する法人県民税・事業税及び地方法人特別税の取扱いについて

岡山県

特定非営利活動促進法の規定により設立された「特定非営利活動法人」(以下「NPO法人」といいます。)に対する法人県民税・事業税及び地方法人特別税の取扱いは、次のとおりとなっていますのでお知らせします。

1 法人設立届の提出について

岡山県内において法人設立の登記をされたNPO法人は、その登記の日から2月以内に「法人設立届」を、また、他の都道府県において法人設立の登記をしたNPO法人で、岡山県内にその従たる事務所等を設置した場合は、その設置の日から2月以内に「法人の従たる事務所等の設置届」を管轄する県民局税務部へ提出してください。

2 法人の異動・変更届の提出について

収益事業(法人税法施行令第5条に規定する収益事業。以下「収益事業」といいます。)の開始又は廃止、代表者の変更、事務所等の異動等をした場合には、遅滞なく「法人の異動・変更届」を管轄する県民局税務部へ提出してください。

3 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告・納付について

収益事業を行っているかどうかにより取扱いが異なります。収益事業に該当するかどうかは、法人税(国税)における収益事業の判定に準じて取り扱うため、収益事業に該当するかどうかについては、税務署へお問い合わせください。(法人税において、収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。)

(1) 収益事業を行っている場合

収益事業から生じた所得を課税標準として算定した法人事業税額及び地方法人特別税額と法人県民税額(法人税割額と均等割額との合計額)を事業年度終了後2月以内に申告納付する義務があります。

(2) 収益事業を行っていない場合

申告納付は不要です。

4 法人県民税(均等割)の課税免除の手続きについて

(1) 収益事業を行っている場合

設立の日(岡山県に從たる事務所等を設置している場合は、その設置の日)から3年以内に終了する事業年度については、確定申告の所得金額が0又はマイナスの場合に限り、申告の期限までに確定申告書と併せて「課税免除申請書」を提出することにより法人県民税(均等割)の課税免除の適用を受けることができます。

(2) 収益事業を行っていない場合

課税免除の手続きは不要です。

5 その他の注意事項

- 1) 課税免除がなされた後に課税免除の要件を満たしていないことが判明した場合には、課税免除は取り消されます。
- 2) 事業年度の途中における収益事業の廃止を理由とする一部免除は適用されず、当該事業年度に係る法人県民税均等割額の全額を納付する義務があります。
- 3) 課税免除不適用であったNPO法人が、後に税務署の更正減額を受けて課税免除の要件を満たすこととなった場合には、当該事業年度の確定申告書が期限内に提出されている場合に限り、法人県民税の更正の日から1月以内に「課税免除申請書」の提出があれば課税免除を受けることができます。

NPO法人の申告手続きについて

収益事業を行っているNPO法人は次の税の課税対象となります。

- ・ 法人税……………《国税》
- ・ 法人県民税（均等割と法人税割）……………《県税》
- ・ 法人事業税……………《県税》
- ・ 地方法人特別税……………《国税(法人事業税と併せて申告納付)》
- ・ 法人市町村民税（均等割と法人税割）……………《市町村民税》

国税、市町村民税の申告納付については、税務署又は各市町村税務担当課にお問い合わせください。

収益事業を行っている場合

法人県民税（均等割と法人税割）、法人事業税及び地方法人特別税を事業年度終了後2月以内に申告納付してください。

ただし、下記のア・イの要件を両方満たす場合に限り、法人県民税（均等割）の課税免除の申請を行うことができます。

収益事業を行っていない場合

法人県民税（均等割）が課税免除されます。課税免除申請も申告も不要です。

ア. 事業年度の終了の日が、岡山県内において設立した法人にあっては設立年月日、岡山県外において設立し岡山県に從たる事務所等を設置した法人にあってはその從たる事務所等を設置した日から3年以内である。

いいえ

はい

イ. 収益事業について、所得が0又は赤字である。
→確定申告書（第6号様式）の⑥欄（課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額）及び欄がともに0円又はマイナスである。

いいえ

はい

課税免除の適用はありません。

課税免除申請書を事業年度終了後2月以内に、確定申告書（第6号様式）と併せて提出することにより、法人県民税均等割額について、課税免除が受けられます。
（法人県民税法人税割、法人事業税及び地方法人特別税は、納付額が無い場合でも申告は必要です。）

※設立届、申告書及び課税免除申請書などの各種様式につきましては、税務課のホームページよりダウンロードできますので御利用ください。

6 不動産取得税及び自動車取得税の課税免除について

NPO法人が、その設立後3ヶ月以内に、法人の設立者（設立当初の役員又は社員）から不動産又は自動車が無償で取得した場合で、一定の要件を満たすときは、不動産取得税又は自動車取得税が課税免除になりますので、最寄りの県民局税務部不動産取得税課又は自動車税事務所へお尋ね下さい。

詳しくは、管轄する県民局税務部又は自動車税事務所へお問い合わせください。

事務所名	電話番号	所在地	管轄区域
備前県民局 税務部直税課	(086)233-9816 (086)233-9820	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 税務部課税課	(086)434-7016	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部課税課	(0868)23-1272	〒708-8506 津山市山下 53	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
自動車税事務所	(086)273-9295	〒703-8245 岡山市中区藤原 12	県内全域（自動車税・自動車取得税の事務を行う）

法人設立・設置届出書 (提出用・控用)

受  年 月 日 岡山市長 殿	フリガナ(必須) 法人名	※整理番号 ※法人番号													
新たに法人を設立 (事務所を設置) したので届け出ます。	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 TEL () -													
	フリガナ 代表者氏名	印													
	代表者住所	〒 TEL () -													
	送付・連絡先 (本店と異なる場合)	〒 TEL () -													
設立設置年月日	年 月 日	事業年度	自： 年 月 日 至： 年 月 日												
事業種目	該当する□にチェックしてください。														
資本金の額又は 出資金の額	円	<input type="checkbox"/> 分割法人 (岡山市の事務所等が本店) 岡山県内に他事務所が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無													
資本金等の額	円	<input type="checkbox"/> 分割法人 (岡山市の事務所等が支店) 岡山県内に他事務所が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無													
申告期限延長 の有無	有 (月) ・ 無	<input type="checkbox"/> 単独法人 (事務所が岡山市のみ) <input type="checkbox"/> 連結法人 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人													
法人名 (名称)		所在地													
連結親法人 (子法人の場合)		〒 TEL () -													
今回届出る 岡山市 内の事務 所等	設置年月日	市内所在地 (市内の主たる事務所については□にチェックを入れてください)													
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 岡山市 区													
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 岡山市 区													
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 岡山市 区													
合併又は 分割による 場合	1. 合併による場合 2. 分割による場合 (□分割型・□分社型・□その他)		合併(分割)期日 年 月 日												
	被合併(分割)法人名		所在地												
		〒 TEL () -													
【事業所税に関する申告事項】 (有の場合、記入してください)															
事業所税申告の必要の有無 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">新設事業所①</th> <th style="width: 20%;">既設事業所②</th> <th style="width: 20%;">合計①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td>設立設置時 従業員数</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </tbody> </table>			新設事業所①	既設事業所②	合計①+②	床面積	㎡	㎡	㎡	設立設置時 従業員数	人	人	人
	新設事業所①	既設事業所②	合計①+②												
床面積	㎡	㎡	㎡												
設立設置時 従業員数	人	人	人												
岡山市内の事業所等の床面積の合計が800㎡又は 従業員数の合計が80人を越える場合は 事業所税の申告が必要になります。															
関与税理士 氏名		事務所	〒 TEL () -												
備考															

*変更内容を確認できる書類(商業登記簿履歴事項全部証明、定款、合併契約書、議事録等)の写しを添付してください。

法人変更届出書（提出用・控用）

受 印		※整理番号 ※法人番号	
年 月 日 岡山市長 殿	フリガナ 法人名		
次の事項について 変更したので届け 出ます。	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 TEL () -	
	フリガナ 代表者氏名	印	
	代表者住所	〒 TEL () -	
異動項目 該当の□にチェック	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 組織変更 <input type="checkbox"/> 本店所在地変更 <input type="checkbox"/> 支店等所在地変更 <input type="checkbox"/> 事業年度変更 <input type="checkbox"/> 代表者変更 <input type="checkbox"/> 事業目的の変更 <input type="checkbox"/> 資本金等の変更 <input type="checkbox"/> 連結納税制度に 関わる変更 <input type="checkbox"/> その他 ()			. . (. .) . . (. .) . . (. .) . . (. .)
本店所在地を岡山市内から転出した場合、岡山市内に事務所等の存続の有・無			
解散	解散年月日 (登記年月日) (. .)	清算人の 住所、氏名	〒 TEL () -
清算終了	清算終了年月日 (登記年月日) (. .)	連絡先 (送付先)	<input type="checkbox"/> 登記住所 <input type="checkbox"/> 清算人住所 <input type="checkbox"/> 下記住所 〒 TEL () -
※休業法人については、備考欄に休業時期・現況を詳しく記載してください。			
廃止 (閉鎖)	廃止年月日 岡山市内他 事務所等	有・無	廃止した事務所 等の名称、所在地 〒 TEL () -
合併	合併年月日	合併法人の 名称、所在地	〒 TEL () -
	新法人名	被合併法人 の名称、所在地	〒 TEL () -
関与税理士	氏名	事務所	〒 TEL () -
備考	*この欄に書き切れない場合は 別紙を添付してください。		

*変更内容を確認できる書類（商業登記簿履歴事項全部証明、定款、合併契約書、議事録等）の写しを添付してください。

様式第45号 (第17条の2関係)



		税務部 処理事項	法人名簿	電算入力	整理簿
法人設立届 法人の従たる事務所等の設置届					
岡山県 県民局長 殿	年 月 日	フリガナ	〒		
		主たる事務所等の所在地	電話 () -		
		フリガナ			
		法人名			
		フリガナ			
		代表者氏名印	印		
送付先・連絡先 ※ 区分がその他の場合は、名称・所在地を記入		区 分	<input type="checkbox"/> 主たる事務所等 <input type="checkbox"/> その他		
		名 称			
		所 在 地	〒 電話 () -		
新たに< 法人を設立したので > 岡山県税条例 (昭和29年岡山県条例第37号) 第52条の2第1項の規定により届け出ます。					
設 立 年 月 日	年 月 日	事業年度	月 日から 月 日まで 月 日から 月 日まで		
資本金又は出資金の額	円	事業の目的			
資 本 金 等 の 額	円				
県内の支店・出張所等の名称、所在地及び設置年月日	名 称	所 在 地		設置年月日	
		〒 電話 () -		年 月 日	
		〒 電話 () -		年 月 日	
		〒 電話 () -		年 月 日	
事務所等を有する都道府県の数	<input type="checkbox"/> 岡山県内のみに事務所等を有している。 <input type="checkbox"/> 2の都道府県に事務所等を有している。 <input type="checkbox"/> 3以上の都道府県に事務所等を有している。				
申告期限延長の処分の有無	法人事業税	有 無	・ 事業年度から	月間	青色申告の有無 有・無
※ 別途申請及び届出が必要	法人県民税	有 無	・ 事業年度から	月間	連結納税適用の有無 有・無
連結子法人である場合 ※ 連結親法人に関する事項を記入	フリガナ				決算期
	法人名				
	フリガナ				
	主たる事務所等の所在地	〒 電話 () -			
個人企業を法人組織とした法人の場合	個人当時の事業主名	個人事業所所在地		個人事業廃止年月日	
				年 月 日	
公益法人等である場合	<input type="checkbox"/> 収益事業を行う。 <input type="checkbox"/> 収益事業を行わない。		一般社団法人又は一般財団法人である場合		<input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> 普通法人
	関 与 税 理 士				
	電話 () -				
添付書類	・定款、寄附行為、規約又は規則の写し ・登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の写し ・その他 ()				備考

注 この届は、設立又は支店等の設置の日から2月以内に所轄の県民局税務部へ提出してください。

法人の異動・変更届

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>			税務部 処理事項	法人名簿	電算入力	整理簿
年 月 日 岡山県 県民局長 殿	フリガナ					
	主たる事務所等の所在地					
	フリガナ					
	法人名					
	フリガナ					
	代表者氏名印					
下記のとおり変更したので、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第52条の2第2項の規定により届け出ます。						
異動・変更事項						
1 本店所在地変更 2 商号変更 3 代表者変更 4 事業年度変更 5 資本金又は出資金の額の変更 6 資本金等の額の変更 7 事業の目的変更 8 県内にある主たる支店等所在地変更 9 県内の支店等の廃止・設置 10 送付先・連絡先の変更 11 休業 12 合併 13 解散 14 清算終了 15 公益法人等の収益事業の開始・廃止 16 一般社団（財団）法人の法人区分の変更 17 その他（ ） ※ 該当する番号に○を付してください。なお、1, 8, 9, 11, 12及び13に該当する場合は、下欄にも記載してください。		異動・変更前				
		異動・変更後				
		異動・変更年月日	年 月 日	異動・変更 登記年月日	年 月 日	
1 本店所在地変更の場合		<input type="checkbox"/> 旧本店は支店等として存続する。		<input type="checkbox"/> 旧本店は廃止する。		
8 県内にある主たる支店等所在地変更の場合		<input type="checkbox"/> 旧主たる支店等は一支店等として存続する。		<input type="checkbox"/> 旧主たる支店等は廃止する。		
9	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 設置		12	<input type="checkbox"/> 合併法人 <input type="checkbox"/> 被合併法人		
	所在地	〒		所在地	〒	
県内・設置の支店等の場合	電話番号	()	電話番号	()		
	名称					
※ 廃止の場合、岡山県内の他の支店等の有無（有・無）						
11	住所	〒	13	住所	〒	
	電話番号	()		電話番号	()	
休業の場合	氏名					
	理由等	参考事項				
※ 事業再開の見込み <input type="checkbox"/> あり（ から再開予定） <input type="checkbox"/> なし						
関与税理士		電話（ ） -				
添付書類		・登記事項変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し ・登記を要しない事項の変更は、変更の事実を証明する書類（定款、総会議事録等）の写し ・合併の場合は、合併契約書の写し ・公益法人等の収益事業の開始又は廃止の場合は、税務署に提出した収益事業開始・廃止届出書の写し				

税務署受付印

収益事業開始届出書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 名 称	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟
	代 表 者 住 所	〒 電話() -

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収 益 事 業 開 始 日	平成 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	
事 業 の 目 的			収 益 事 業 の 種 類		
収 益 事 業 を 営 む 事 業 場 等	収 益 事 業 の 種 類	事 業 場 等 の 名 称	所 在 地	収 益 事 業 の 経 営 責 任 者	
関 与 税 理 士	氏 名		添 付 書 類	1 収益事業の概要を記載した書類 2 収益事業についての貸借対照表 3 定款等の写し 4 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用 (照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 5 合併契約書の写し	
	事務所所在地	電話() -			
(備 考)					
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有・無					

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

- (1) 内国法人である公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人）又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合
- (2) 外国法人（人格のない社団等に限り。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合

2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通（外国法人（人格のない社団等に限り。）の場合は2通）提出してください。

- (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

- イ 収益事業の概要を記載した書類
- ロ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表
- ハ 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
- ニ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本
(注) 「オンライン登記情報提供制度」(<http://www.touki.or.jp>)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日： 年 月 日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本の添付は不要です。
- ホ 合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

- (2) 外国法人（人格のない社団等に限り。）

- イ 収益事業の概要を記載した書類
- ロ 国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

3 各欄の記載方法

- (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

- イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。
 - (イ) 公益法人等にあつては、登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地（移動販売業等のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。）を記載してください。
 - ロ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。
 - ハ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。
 - ニ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。
 - ホ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。
 - ヘ 『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合も含まれます。）。
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
 - ト 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
 - チ 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

- (2) 外国法人（人格のない社団等に限り。）が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

- イ 「納税地」欄は、次により記載します。
 - (イ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人（法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの）に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。
 - (ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。
 - (ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。
- ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。
- (3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は記載しないでください。

収益事業廃止届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	
	名 称	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 電話() -
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	印
	代 表 者 住 所	〒 電話() -

収益事業を廃止したので届け出ます。

収益事業廃止年月日

平成 年 月 日

収益事業を廃止した
日を含む事業年度

(自) 平成 年 月 日
(至) 平成 年 月 日

(参考事項)

収益事業を開始した年月日 年 月 日

税理士署名押印

印

※ 税務署処理欄

部門

決算
期

業種
番号

入力

名簿

14・07改正

収益事業廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、収益事業を行っていた公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を廃止した場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は1通（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の場合は2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「納税地」欄は、収益事業を廃止する直前の納税地を記載してください。
 - (2) 「収益事業廃止年月日」欄には、収益事業を廃止した年月日を記載してください。
 - (3) 「(参考事項)」欄には、先に提出した「収益事業開始届出書」の「収益事業開始日」を「収益事業を開始した年月日」欄に記載するほか、その他参考となる事項等がある場合に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。